

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部改正案」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」についての意見・情報の募集について

令和4年6月3日
農林水産省消費・安全局

この度、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部改正案」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

現在、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項及び第3条第1項の規定に基づき、新規の飼料添加物の指定とこれに伴う成分規格等の改正について検討しているところです。

つきましては、この改正案について意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全基準班飼料添加物担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和4年6月3日～令和4年7月2日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 「改正案の概要」

② 「資料4 飼料添加物の指定（安息香酸）」